

21監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成20年12月22日に福岡市長から出資
団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり
公表する。

平成21年3月19日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博
同	竹	本	忠
同	大	松	健

1 監査報告と措置の件数

20監査公表第14号（平成20年9月11日付 福岡市公報第5576号 公表）分
・・・4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第14号（平成20年9月11日付 福岡市公報第5576号 公表）分
 （出資団体監査）

博多港開発株式会社

監査の結果	措置の状況
<p>（事務監査）</p> <p>財産の効率的な運用について検討を求めるもの（意見）</p> <p>所有する土地，建物等の財産については，その使用目的に従い効率的に運用しなければならない。しかしながら，昭和48年度に社員の福利厚生目的で取得した保養施設については，その後社員の減少に伴い，平日の利用がほとんどなされておらず，稼働率が低い状況になっている。また，当該物件については取得後，相当の期間を経ており，今後，経年的な維持管理費に加え，施設の補修経費等の増嵩も予測される。このような状況を踏まえ，財産の経済的，効率的な運用について検討されたい。</p>	<p>博多港開発(株)に対し，財産の適切な運用について要請した。</p> <p>博多港開発(株)では，保養施設の利用について，土・日曜日はほぼ全日稼働しているが，平日の稼働率が低いいため，施設利用規程を改正し，家族親族等が施設を利用する場合の社員の同伴規定を廃止し(社員が平日に休暇を取得しないと家族等も利用できないため)，また1回の利用期間をこれまでの2泊3日から，利用日に平日を含む場合は3泊4日まで利用可能とするなど平日の利用を促進することとし，平成20年10月1日から施行・実施した。</p> <p>また，併せて施設利用料を見直し，利用者平均で約500円の値上げを行う一方で，平日宿泊の場合の利用料については一部値下げするなど平日の利用を促進する料金体系とした。</p>
<p>（工事監査）</p> <p>設計積算において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成18年度「西福岡マリーナ外構等移設工事」 （契約金額2,994万6,000円）</p> <p>博多港開発(株)の契約事務取扱要領においては，参考見積書は原則として2者以上から徴すると定めているが，本工事については急を要するということから1者の参考見積書を徴し，それを参考に予定額を定めていた。しかし同時に2者以上から参考見積書を徴することは十分可能であるし，有効性，経済性の観点か</p>	<p>博多港開発(株)に対し，適切な事務処理の徹底を要請した。</p> <p>博多港開発(株)では，契約事務取扱要領に基づき，参考見積書は原則として2者以上から徴し，適正な設計積算を行うよう，役員，全部課長，各所属の庶務担当者が出席する社内会議で周知徹底を行った。</p>

<p>らも、契約事務取扱要領に定めるとおり2者以上から参考見積書を徴すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(総務グループ)</p>	
<p>また、下記1件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <p>・平成18年度「西福岡マリーナ電気・設備工事」</p> <p>(契約金額4,253万3,400円)</p> <p>(総務グループ)</p>	<p>博多港開発(株)に対し、適切な事務処理の徹底を要請した。</p> <p>博多港開発(株)では、契約事務取扱要領に基づき、参考見積書は原則として2者以上から徴し、適正な設計積算を行うよう、役員、全部課長、各所属の庶務担当者が出席する社内会議で周知徹底を行った。</p>
<p>b 平成18年度「西福岡マリーナ増改築工事」</p> <p>(契約金額1億2,246万450円)</p> <p>博多港開発(株)の契約事務取扱要領においては、参考見積書は原則として2者以上から徴すると定めているが、本工事については急を要するということから1者の参考見積書を徴し、それを参考に予定額を定めていた。しかし同時に2者以上から参考見積書を徴することは十分可能であるし、有効性、経済性の観点からも、契約事務取扱要領に定めるとおり2者以上から参考見積書を徴すべきであった。</p> <p>また、設計根拠となる参考見積書を一部紛失しているが、このことは設計積算資料の管理が不適切であったと言わざるを得ない。</p> <p>今後は適正な管理及び設計積算を図りたい。</p> <p>(総務グループ)</p>	<p>博多港開発(株)に対し、適切な事務処理の徹底を要請した。</p> <p>博多港開発(株)では、契約事務取扱要領に基づき、参考見積書は原則として2者以上から徴し、また見積書などの設計積算資料については、紛失・汚損なきよう適正な管理及び設計積算を行うよう、役員、全部課長、各所属の庶務担当者が出席する社内会議で周知徹底を行った。</p>